

札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、行政・大学・民間組織等の関係機関が一体となり、札幌・北海道において、スタートアップの創出・成長がなされるスタートアップ・エコシステムの拠点形成し、イノベーティブな札幌・北海道の実現を目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 札幌・北海道に適したスタートアップ・エコシステムの構築及び拠点都市形成に向けた取組
- (2) スタートアップ支援施策の情報集約及び共有並びに国内外への発信
- (3) 会員による個別事業の連携や共同事業等の実施
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施

(会員等)

第4条 協議会の目的及び活動内容に賛同する行政、大学、民間組織等を会員とする。

- 2 協議会の会長は、札幌市とする。
- 3 協議会の会費は、無料とする。

(入退会)

第5条 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 会員が協議会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出するものとする。

(組織)

第6条 協議会の総会は、第4条に定める会員をもって構成する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に部会等を置くことができるものとし、必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、札幌市経済観光局に置く。

2 事務局の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営等に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、令和2年1月6日から施行する。